

平成 29 年度(2017 年度) 第 2 回箕面市都市計画審議会 議事録

●日 時 平成 29 年 11 月 7 日(火曜日)
午前 10 時 00 分 開会 午前 11 時 00 分 閉会

●場 所 箕面市議会委員会室

●出席した委員

会 長	増 田 昇 氏	委 員	楠 政則 氏
委 員	土井 健司 氏	委 員	中井 博幸 氏
委 員	藤井 初雄 氏	委 員	佐茂 仁士 氏
委 員	松出 末生 氏	委 員	大越 周子 氏
委 員	今木 晋一 氏	委 員	関谷 奈緒美氏
委 員	尾上 克雅 氏	委 員	ドワイヤー 宏子氏
委 員	神田 隆生 氏		

委員 13 名 出席

●審議した案件とその結果

案件 1 北部大阪都市計画公園（止々呂美 2 号公園、止々呂美 3 号公園）の変更について【付議】
全員賛成につき原案どおり議決

案件 2 北部大阪都市計画道路（国文都市 4 号線）の変更について【付議】
全員賛成につき原案どおり議決

●事務局（東村）

定刻になりましたので、ただいまから、平成 29 年度第 2 回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

はじめに、マイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますので、よろしく願いいたします。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次に発言される方がご自身の前の青いボタンを押していただきますと、先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。なお、会議の進行をし

ていただきます議長のマイクは、常時つながった状態になっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは増田会長、お願いいたします。

●増田会長

皆さんおはようございます。公私ご多忙のところご出席賜り厚くお礼申し上げます。また、1 週間続きの季節外れの台風で結構市内に被害が出たということでございますけど、お見舞い申し上げたいと思います。

それではこれより平成 29 年度第 2 回箕面市都市計画審議会を進めてまいります。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

●事務局（東村）

定足数の確認について、ご報告いたします。

本日の出席委員は、委員 18 名中 13 名でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、木多委員、高橋委員、滝口委員、弘本委員、内海委員より欠席する旨のご連絡がありました。以上でございます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の案件でございますけれども、付議案件が 2 件ございます。

審議は昼までに終わると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、案件 1「北部大阪都市計画公園（止々呂美 2 号公園、止々呂美 3 号公園）の変更について」を議題といたします。これは付議案件でございます。

説明をお願いしたいと思っております。

案件 1 北部大阪都市計画公園(止々呂美 2 号公園、止々呂美 3 号公園)の変更について 【付議】
--

●市（まちづくり政策室 庄子）

<案件説明>

●増田会長

はい、どうもありがとうございます。案件 1 北部大阪都市計画公園（止々呂美 2 号公園、止々呂美 3 号公園）の変更についてご説明いただきました。何かご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

1 つは 3 号公園が予定されていた第 3 区域の現況がどうなっているのか、今後まちづくりがどう進むのか質問したいのと、併せて、第 2 区域も第 3 区域もそういう変更や、あるいは緑地として市に寄

贈という第 2 区域もありますんで、今後の土地区画整理事業の手続きがどういうふうに行われるのか 2 点質問したい。

●増田会長

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

●市（地域活性化室 堤室長）

地域創造部地域活性化室の堤と申します。よろしくお願ひいたします。

今のご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

まず 1 点目、第 3 区域の現状ということでございます。こちらにつきましては、土地区画整理事業者である大阪府並びに土地の地権者である大阪府住宅供給公社が企業誘致を行なっているところでございますけれども、現状といたしましては、土地区画整理事業によります造成、並びに道路、上下水道等のインフラ整備を今現在行なっているところでございます。大阪府から聞いております予定では、今年度末、平成 30 年 3 月までにすべて造成、インフラ整備が終わりまして、使用収益の開始が行われ、今現在、企業誘致ですべて企業が決まっておりますので、今年度末、30 年 3 月末に使用収益の開始と同時に土地の引き渡しを行い、引き渡し後、各企業の方で土地利用に向けた建築確認でありますとか、都市計画法に基づく開発許可等の手続きが行われると考えております。

また、第 2 区域でございますが、こちらにつきましては、元々そちらに換地される予定であった企業が土地利用を行わないということで、本市に寄附いただいたところでございます。このエリアにつきましては、今回の都市計画の手続きを経た都市計画公園の廃止に合わせ、土地区画整合法上の事業計画の事更を行ない、今年度末には廃止した公園並びに区画道路を廃止していくというふう聞いております。

なお、CD ブロックにつきましては、市街化区域でございますが本市が緑地と

して現状のまま山林として保全していくというふうに考えているところでございます。

●増田会長

いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

第3区域の止々呂美吉川線ですね、これがどのように今進んでいるのか、今後の見通しも含めて改めてご答弁いただけますでしょうか。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●市（地域活性化室 堤室長）

第3区域の真ん中を背骨のように通ります都市計画道路止々呂美吉川線でございますが、先ほどご答弁申し上げたとおり、今年度末には土地の引き渡しを行ないますので、第1区域の止々呂美東西線から第3区域の方に抜けていくこの北側ルートにつきましては今年度末、使用収益に合わせて供用開始されるものと聞いています。

また、第3区域から新名神高速道路の箕面とどろみインターチェンジに向けて区域外に設置されます止々呂美吉川線につきましては、さらに1年遅れまして平成30年度末、平成31年3月の開始に向けて進めているというふうに聞いています。

従いまして、企業がこの春から建築確認等々されまして、約1年ぐらいで実際に開業、運営されていくことになると思うんですが、それに合わせた形で南側ルートである都市計画道路の方も開通していくというふうに考えているところでございます。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

現況でも止々呂美東西線は大型車の通過交通が多いという感じがするんですけども、今の説明で南側からの止々呂美

吉川線が1年遅れるということになると第3区域の二次開発で企業が建物を建てる、あるいは造成するというような工事車両が東西線を使って吉川線に入って北からの工事車両が増えるというふうに懸念するし、それが引き続き、このまちづくりが終わってから物流拠点になる見通しということを知っていますから、大型車が大量に北から入ってくることが継続して生活道路として利用されている皆さんからすると大変なことだなというふうに思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●市（地域活性化室 堤室長）

ご指摘のとおりこの春、平成30年3月に土地を引き渡しまして工事が始まりますときには、供用開始されている道路は止々呂美東西線から降りてくる止々呂美吉川線の部分になる訳ですが、ご存知のとおり第3区域につきましては新名神高速道路のトンネルで発生する掘削土をダム事業用地の中を通過して第3区域に搬入して造成しているところでございますが、その工事用道路につきましては引き続き使える状況でございますので、大阪府箕面整備事務所を通じまして企業の方に工事用車両は極力そちらを通過していただくように市としては強く要請しているところでございます。実際に手続きに入る時にもそのように企業の方に要請していきたいというふうに考えているところでございます。

また、企業が実際運営しだす頃に区域外の止々呂美吉川線が開通されますので、物流拠点ということでございますが、生活をされている道路と企業誘致されているところとの棲み分けということも大事だと考えておりますので、企業の運営につきましても南側の新名神高速道路のインターチェンジの方へ抜ける南側ルートを極力使うように、そちらの方もお願いしていきたいというふうに考えている

ところでございます。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の案件に関しましてお諮りしたいと思います。

北部大阪都市計画公園（止々呂美2号公園、止々呂美3号公園）の変更について、付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

<全員異議なし>

●増田会長

はい、ありがとうございます。全員異議なしということでございますので、原案どおり議決されたものといたします。

ありがとうございました。

それでは、続きまして案件2「北部大阪都市計画道路（国文都市4号線）の変更について」を議題といたします。これにつきましても付議案件でございます。

本案件について、説明をお願いしたいと思います。

案件2 北部大阪都市計画道路（国文都市4号線）の変更について

【付議】

●市（まちづくり政策室 庄子）

<案件説明>

●増田会長

はい、ありがとうございました。ただいま案件2 北部大阪都市計画道路（国文都市4号線）の変更についてご説明いただきましたが、ご意見、若しくはご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

特に山麓線との交差点ですね、山麓線から南側、皿池公園のところで市道新家奥線があって、国文都市4号線がまっすぐ下がってきてそのまま新家奥線に入る1車線部分はそのまま新家奥線に入ると思うんですが、特に下りの車が皿池公園の方へ突っ込む形で交差点に入ってくるというようなことで、この交差点の改良が必要だというふうに思うのと、併せて、新家奥線に歩道が無く交差点からしばらく行くと帝釈寺があって、その辺りは歩道がないところで歩道の整備が必要だと思うのと、あと、山麓線そのものが非常に渋滞が多くなってきていて山麓線の渋滞解消が必要だという思いますので、その3点についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

●市（道路整備室 藤森室長）

みどりまちづくり部道路整備室の藤森でございます。よろしくお願ひいたします。

まず3点のうちの1点目の交差点改良について説明したいと思います。図にあるとおり、変更後は本線の線形が若干東側に移動するという部分がありまして、今回の新家奥線との交差点の部分についての改良については、この都市計画変更の手続きの前に警察協議を行なっておりまして、了解をいただいております。特に問題ないという形で了解をもらっているところでございます。今後、整備に当たりましては、詳細について警察と協議をしながら、管理者である池田土木とも協議しながら進めていきたいと考えております。

次に、2点目の新家奥線の歩道整備につきましても、今回、都市計画道路国文都市4号線の整備ということで、まずは国文都市4号線の整備を進めていくと、今後、南側の新家奥線の整備については、

現在進めております「都市計画道路網の見直し」というものがございますが、そういった中で歩道のあり方についても検討していくということで考えております。

あと、渋滞についてなんですけど、まず山麓線が渋滞しているという部分について、国文都市4号線が開通されますと、これまで茨木能勢線から西田橋を通り、市の中心部へ抜けていた車が直接、国文都市4号線を通して中央部の方に行くということなので、全体の総量としては変わらないのかなということがありまして、今回、西田橋付近の渋滞が緩和されるということが1つ考えられるのと、あと、山麓線の渋滞緩和策については、現在も池田土木事務所、管理者である大阪府と協議を進めておりまして、渋滞についてどのような形で緩和していただけるかということも要望しながら、渋滞緩和について併せて協議を行なっているところでございます。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。

はい、松出委員、どうぞ。

●松出委員

2-9 ページで、法線を東に振ってますよね。「周辺の状況等を踏まえ再検討して」とありますが、詳細図を見ると交差点から東にずれているように見えるんですけども、現況は東へ振ると多分、こちらの飲食店があってその飲食店にかかるような状況になってより大変じゃないかというふうに思うんですが、周辺の状況というのはどういう状況なのか教えていただけますか。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

●市（道路整備室 藤森室長）

山麓線との交差点についてなんですけれども、周辺の状況といいますと東側の今おっしゃいましたうどん屋さんの部分

と、反対側の道を挟んで西側に共同住宅、1階が店舗の住宅がございまして、今回変更前の16メートルの幅員であればこの建物に約10メートル強かかっていたような状態なっております。今回その線形を東に振って幅員を9.5メートルに狭めたことによりまして、この共同住宅への影響を、道路線形を東へ振ることによって避けることができた、という部分で、今回その周辺の状況を見ながらということになっております。今回、うどん屋さんの方にかかるということについては、線形を東にずらしたことによって一部区間についてはかかるところがございまして、けれども、これから用地交渉を進めながら地権者さんとは十分に交渉して事業を進めていきたいと思っております。

●増田会長

はい、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

●松出委員

もう1点ですね、この区域以前から区画整理の話が何度も起きたり消えたりしてるんですけども、今回この幅員の減少と法線の変更を含めて、今後、区画整理で開発したときの規模と幅員の関係というのが出てくるんじゃないかという気がしますし、歩道も片側歩道で良いのかどうかということも含めて、今後区画整理事業が起きるかどうかわからないんでしょうけども、そういったところの想定をして、今回の変更になってるのかどうか、その辺をお聞きしたいんですが。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

みどりまちづくり部まちづくり政策室の松政です。よろしくお願ひします。

今、松出委員おっしゃいましたように、今回の変更にかかるところで区画整理事業の話が地権者の方からあります。まだはっきりやると決まった訳ではありませんが、話があるのは事実です。その中で、今回の国文都市4号線の変更という話が

ありまして、当然その情報は、区画整理をやりたいという方々と共有しながら進めていて、特に時期的な話があって、どちらが先になるかということがあるんですが、今のところ目標としては、平成32年度末供用開始予定ということで道路は進めますので、若干こちらの方が早いのかなというのに考えております。ですので、その辺踏まえて区画整理事業をお考えの方とは話をしますので、そういうところでは齟齬はないと。

もう1点気になるのが歩道の話ですね、今は片側歩道です。片側歩道で良いとなっているのはあくまで田畑で人がいないからということで片側歩道なんですけど、区画整理事業をしてまちにすると両側歩道が必要なのかなと。その辺は、逆に区画整理事業の方で西側に歩道をつくっていただいて、という開発の指導になってくるというふうになります。もしまちになる場合には、開発者側で歩道をつくって両側歩道になるというふうに思います。

●増田会長

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

今の件ですけれども、区画整理事業が出ては消え消えては出るということでありましたけれども、この間の都計審の中でも、調整区域の開発は基本的にはしないという方向で、方針が変更になったと思うんですが、その点との関係で区画整理事業の動きをどう見ているのか、ご答弁いただきたいんですが。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

まず、神田委員がおっしゃった市街化調整区域の動きが、市街化調整区域をこれ以上市街化区域に変えていかない、という方向性を打ち出したというのがまず1点。そして、今話がある区画整理事業

については、市街化調整区域のままで出来るということが都市計画法で決まっていますので、ちゃんと条件を揃えていけば出来ないことはない、というふうに考えています。ただ、もしやるにしても周辺が農地ですので、周辺農地とのバランスと、あるいは、単なる市街化区域の区画整理ではありませんので、市街化調整区域ならではの区画整理、土地をゆったり敷地規模を取ったりとか高さを抑えたりとか、その辺は今後実現するとなればそういうふうに指導して、単なる開発にならないように、あくまで調整区域の中での話だというふうな形でやってきたいというふうに考えております。

●増田会長

よろしいでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

●神田委員

いずれにしても区画整理事業でいちばん大きな問題なのは減歩率だと思うんで、国文4号線の道路敷も区画整理から減歩で出せと要件があって、少なくない地権者の方がこんだけ土地を取られるんだったら止めとこうか、というような経過があったと思うんですが、逆に今回市が直売でこの道路つくるということになると、例え区画整理で歩道をとるということにしてもですね、逆にこの区域の開発を促進する、誘導するということになるんじゃないかと懸念があるんですけども、その辺はどうお考えですか。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

国文都市4号線の整備が開発を誘発するのではないかと懸念だと思うんですが、そもそも、市街化調整区域であっても都市計画道路というのは決定できます。説明にもありましたけれど、これは彩都の方々のために、今、東側にしかアクセスがないということがありますので当初から東西にアクセスができるようにということで、市街化調整区域の中を通過

するという形で計画決定されていますし、先ほども答弁しましたけど市としては、市街化調整区域は保全していくという方針を打ち出しておりますので、それによって開発を誘導していくとか、市街化区域に変えていくとかいうことは考えていないということでございます。

●増田会長

はい、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは案件について、採決をお願いしたいと思います。

北部大阪都市計画道路（国文都市4号線）の変更について、付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

<全員異議なし>

●増田会長

はい、異議なしの声でございます。本審議会に付議されました北部大阪都市計画道路（国文都市4号線）の変更については、原案どおり議決されたものといたします。

どうもありがとうございました。

これで今日、予定しておりました案件1、2は終了いたしました。

3でその他というのがございますけれども、何か事務局の方で予定はございますでしょうか。

●事務局（東村）

事務局からは、特にありません。

●増田会長

委員の皆さま方、特によろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、これで本日の日程を終えたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、慎重なご審議を賜り、ありがとうございますし

た。

これにて、平成29年度第2回箕面市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。